

古渡路遺跡の中世掘立柱建物について

—架構等の復元とその特徴—

Medieval buildings with pillars erected directly into the ground at the Furutoro Site, Niigata Prefecture

—The reconstruction of the structure, and the characteristic—

中尾 七重

Nakao Nanae

要旨

新潟県村上市の古渡路遺跡は13世紀から15世紀に営まれた集落遺跡で、掘立柱建物が92棟検出された。発掘された掘立柱建物は①梁間一間型②総柱型③複合型④不揃いの側柱型⑤方形建物の5種類に分けられる。梁間一間型は古渡路遺跡でも最も多数の建物形式で、規模の大きな主屋建物は下屋を周囲に回す。また馬小屋建物も梁間一間型である。総柱型は梁間一間型よりも上位の住居形式である。複合型は、総柱型と梁間一間型をひとつ屋根に合体したタイプと、梁間一間型2棟の棟を平行にして平側の軒を接した二棟造のようなタイプの2種類が発見された。総柱型+梁間一間型の複合型は中世在地有力者の住居と推定され、近畿地方の民家型である拱丹型と平面形態が共通することを明らかにした。さらに、仕口ではなく蔓などによる結束で部材を組むための胴張状柱配置など小規模な付属屋や下屋特有の技法および棟持柱構造、出入口の復元、梁間一間型の梁・束構造、複合型の梁・束と母屋柱を組み合わせた構造の復元を行い、古渡路遺跡中世掘立柱建物の上部構造を推定した。

●キーワード：中世住居 (Medieval buildings)、掘立柱 (pillars erected directly into ground)、新潟県 (Niigata prefecture)

I. 古渡路遺跡の概要

新潟県村上市の古渡路遺跡は、日本海沿岸東北自動車道(日道)敷設事業に伴う地下試掘調査で発見された。2008年から行われた発掘は国土交通省羽越河川国道事務所が新潟県教育委員会に委託し、(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査を行い、2011年に完了した。

古渡路遺跡は縄文時代の狩場と14世紀代を主体とする13世紀後半から15世紀前半の中世集落で、本稿では中世集落跡および中世掘立柱建物跡について述べる。

古渡路遺跡は三面川が形成した村上市北部に広がる沖積低地にあり、中世集落は三面川支流山田川の自然堤防が築いた微高地に形成されていた。古渡路遺跡の東方1.2kmに鮎川氏の大葉沢城が、南西1kmに本庄氏の大館が築かれている(図1)。大館は約1町四方の方形居館である。出土遺物よりその活動期は古渡路遺跡とほぼ重なる13世紀から15世紀で、古渡路遺跡と大館の関連が推測される。

古渡路遺跡の発掘調査で、幅約40m長さ約650mの調査エリアをA区からG区まで10区の居住域と北端のH区水田域とに設定した(図2)。この居住域は約30m



図1 古渡路遺跡の位置

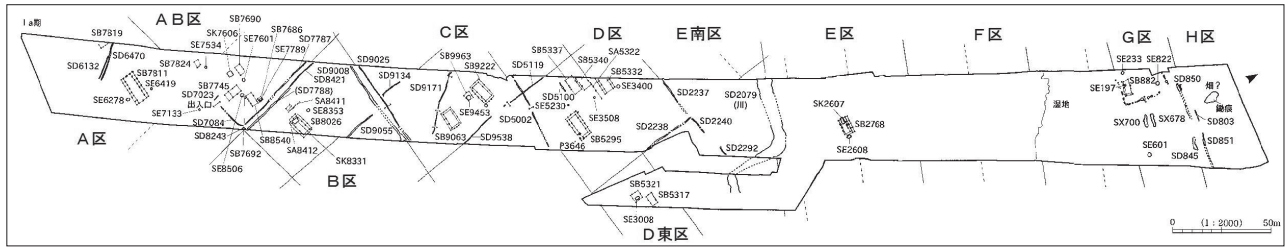


図2 古渡路遺跡発掘区 I a期 (13世紀) 文献11より

を単位として遺跡当時の道路や水路によって区画されている。

遺跡は近年の土壌改良事業によって元の生活面が幾分削平されている。そのため足跡や生活用具を据え付けた跡や、地炉などの生活痕跡は残されていない。また多数の住居跡にもかかわらず出土遺物は比較的少なかった。これは15世紀に古渡路遺跡中世集落が放棄されて、居住者がいずれかへ移動した際に、生活用具をはじめ、建物の用材に至るまで転居先に運んで行ったためと推測される。出土品には日用雑器である珠洲焼の片口や皿、瀬戸・美濃焼の緑釉皿など、普及品の漆碗や木地碗のほか、刀の砥ぎに用いる鳴滝産砥石や朱漆碗、高級品ではないものの中国製青磁や白磁の破片、さらに硯の破片なども出土し、文字を持つ名主クラスの存在を示唆している。特にG区は、青磁の香炉や中国産の天目茶碗が発見された地区で、ここでは総柱型や複合型の掘立柱建物が15世紀以降頻繁に建て替えられている。G区の居住者は、梁間一間型掘立柱住居からなる他の区の住民とは異なる上位の身分階層であったと思われる。

古渡路遺跡は13世紀後半の集落造営当初より居住域区画が設定されており、15世紀には建物が東西軸から南北軸に一斉に転換し、15世紀の末までに集落は廃絶している¹⁾。古渡路遺跡の北方900m地点の下新保高田遺跡も同時期に掘立柱建物の軸方向が転換している。古渡路遺跡を含むこの地域が、大葉沢城鮎川氏や大館本庄氏などの強い支配下に集落形成・維持されていたと考えられる。

II. 発掘された掘立柱建物の類型

古渡路遺跡では多数の柱穴が出土し、92棟の掘立柱建物跡を確認することができた。建物跡を柱穴の並び方から以下の5種に分類した(図3)。

梁間一間型と中世総柱型は、宮本長二郎[文献13]により提示された中世住居形式の概念である²⁾。各居住域で規模の大きな建物に用いられているのは梁間一間型、

中世総柱型、複合型で、主屋と思われる建物には1~4面の下屋が付く。古渡路遺跡の掘立柱建物では柱間はほぼ2m程度、下屋の出は1m程度である。小規模な梁間一間型、不揃いの側柱型、方形建物は付属屋と思われる。井戸を伴う方形建物は井戸の上屋である。

遺物に瓦が存在しないため、茅葺あるいは板葺など植物材料の屋根材であったと思われる。総柱型掘立柱建物が建てられたG区では板葺の置き石だった可能性のある自然石が多く出土した。

III. 梁間一間型掘立柱建物

古渡路遺跡で最も多く検出された建物類型で、平行した2組の上屋柱列の向かい合う柱同士が相対し柱筋が通るものである。

III-1 柱梁構造と棟持柱について

向かい合った上屋柱間に梁を架けて束を乗せる構造で、2本の相対する柱と梁と束のセットが2組以上桁行に並列する。梁の両端にも棟木と平行に上屋桁を乗せ、棟木から上屋桁に垂木を架け降ろして屋根面を形作る構造で、小規模建物では妻側中央に柱穴があり、壁心棟持柱あるいは近接棟持柱と推測される例が見られた。

妻側に下屋のつく規模の大きい建物の場合、上屋妻側中央に棟持柱と思われる柱穴は認められなかったが、下屋妻側中央に棟持柱と思われる深い柱穴の存在する例が見られた。このことは古渡路遺跡の梁間一間型建物は棟持柱構造ではなく、柱梁構造が上屋の主たる構造である

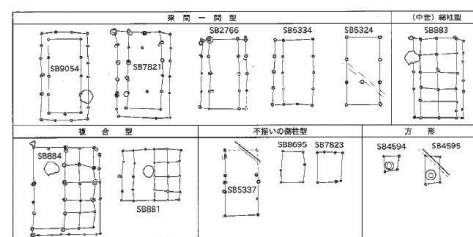


図3 掘立柱建物の分類(文献11より)

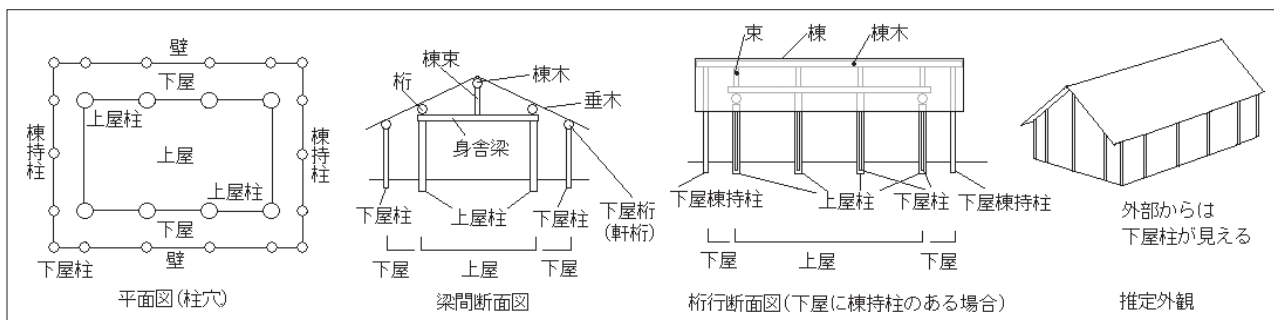


図4 四面下屋付梁間一間型構造模式図(文献11より)

ことを示している。すなわち屋根の小屋組は相対する上屋柱間に梁を架け束で棟木を支持する垂木構造で、下屋や屋内の柱に補助的に棟持柱を用いたと推測される。下屋や梁間一間型小規模付属屋および不揃いの側柱建物に棟持柱の使用が見られ、古渡路遺跡では棟持柱が古風な技術として、より素朴で下位の構造物に用いられていたと考えられる。

Ⅲ-2 上屋と下屋の機能と部材について

四面下屋付きの梁間一間型主屋建物は上屋が柱梁構造、下屋が棟持柱構造なので、上屋梁上の棟束と下屋の棟持柱とで棟木を受けることになる。棟木から垂木が上屋柱上の上屋桁に掛け降ろされ、そのまま下屋柱上の下屋桁に降ろされる。平側の下屋柱は上屋柱よりも低く、上屋柱の外側に半間(約1m)の間隔で立てられるので、屋根面は葺き下ろしとなり、^{しころ}鋸や反りを持たない。妻側は妻壁が立ち上がり、真壁ならば棟木を受ける棟持の下屋柱と屋根面まで伸びる妻側の下屋柱が妻壁面に見える。外観は下屋柱と外壁と切妻屋根からなり、上屋柱は外からは見えない。下屋付き梁間一間型の場合、上屋柱と下屋柱は柱筋が通らないことも多く、上屋と下屋は構造的につながらない。掘立柱のため自立する下屋柱の主たる機能は外壁を形作ることである。屋根は上屋柱で受け、下屋柱の外壁は垂木端を乗せるだけである。上屋は構造で下屋は外壁と、上屋下屋で機能を分けているのであるが、これは近世民家の上屋下屋構造と考え方が同じである。

近世初頭に建築された古民家は、軸方向の強度が大きく、湿気や虫害に強く、長材を得やすい針葉樹を上屋柱に用い、小径で強度は劣るが入手しやすい広葉樹などの身近な用材を下屋柱と屋根の小屋材に用いていたことが判明している[文献4・10]。この近世民家に見られる上屋柱と下屋柱の樹種の使い分けは中世掘立柱建物の建

築技法に由来すると考えられる。

中世掘立柱建物の上屋柱は軸部を構成し屋根を支えるため頑丈で強度と耐久性の高い用材が選択される。一方下屋柱は外壁を形作るためのものであるから強度をそれほど必要としない。しかし外壁は内部空間と構造部材を風雨から守るため、消耗劣化が進行する。同様に屋根もさほど荷重を受けるわけではないが、風雨による破損や劣化が甚だしい。今日の茅葺民家でも数年おきの部分補修(差し茅)と十数年おきの屋根葺き替えが欠かせないのであるから、中世掘立柱建物の場合、屋根と外壁はシーズンごとの頻繁なメンテナンスが必要だったと思われる。そのため、屋根(垂木・下地と葺材)と外壁(下屋柱と壁材)は、強度と耐久性を必要とする構造材と異なり、材としての品質は劣っていても入手しやすく頻繁に取り換え可能な材料、すなわち身近に生えていて量もたくさんある樹種およびササや茅などの草本を使用した。

近世民家では上屋柱と下屋柱に樹種使い分けがなされ、屋根材には雑多な樹種が使用された³⁾が、それは中世掘立柱建物における〈耐久財としての構造材〉と〈消耗品としての下屋・屋根材〉という材料選択の方法に由来するのであり、中世掘立柱建物の上屋(構造)と下屋・屋根(外壁・屋根)の機能の違いが反映しているのである。

Ⅲ-3 梁間一間型の復元考察

古渡路遺跡で検出された梁間一間型の推定復元モデルを図4に示す。四面下屋付き桁行3間の梁間一間型で、屋根は板葺あるいは樹皮葺の屋根勾配として描いたが、茅葺ならばもう少し屋根勾配が急かもしれない。妻側上屋柱に梁を架け、棟束を立てて棟木を受ける。梁の両端には桁が渡される。上屋柱より柱間半分程度外側に下屋柱列があり、下屋柱の柱頭に下屋桁が架けられる。棟木から上屋梁に垂木を掛け、下屋桁まで垂木を延ばす。

妻側は棟持下屋柱で棟木を受けると考えた。これまで

妻側の下屋は妻庇を出すと思われてきたが、古渡路遺跡の建物遺構において棟持柱と思われる妻側梁間中央の下屋柱が確認されたので、妻側下屋が棟まであったと考えた。この場合、身舎柱で構成された建物の構造体を下屋柱と外壁でぐるりと囲んだ構成となる。すなわち上屋柱と梁の主体構造を下屋と屋根で包んでいるといえる。

Ⅲ-4 入口について

旧生活面が削平されているため、ほとんどの梁間一間型住居遺構の入口位置は不明であるが、1例だけ入口扉を示すと思われる事例が発見された。D東区のSB5316⁴⁾は発掘区の南端に住居の一部が見出された遺構のため全容は明らかでないが、三面あるいは四面下屋の付く梁間一間型の主屋と思われる建物である。上屋柱は掘形の深い構造柱である。上屋柱穴P3104とP3112の間のP3105とP3111は形状や深さが同一で、一対の柱穴と思われる。構造を受ける上屋柱ほどは柱穴に深さがないので、P3105とP3111は何か柱間の装置に関わる一対の柱あるいは門柱だとすれば、P3105-P3111間は入口扉という推測が可能である。P3105とP3111の柱間は2m程度あり、上屋柱筋より幾分外側にあるので内開きの扉と推測した。P3104とP3107、P3112とP3486は上屋柱と下屋柱がここだけ相對するので、上屋柱のP3104とP3112まで外壁が廻っていたと思われる。入口が半間分中に入り、扉前は葺き下ろしの庇屋根がある入口空間となる。SB5316の北平側は扉部分以外は上屋の桁行柱列と下屋の柱列が全く相對していないので、上屋柱と下屋柱は構造的に繋がっていない。SB5316上屋西妻には棟高近くまである母屋柱P4548とP3079の上に横木等を渡すか天端で結束するかして棟木を受け、棟木は棟持ちの下屋柱P3082まで延びていたと思われる。SB5316は14世紀

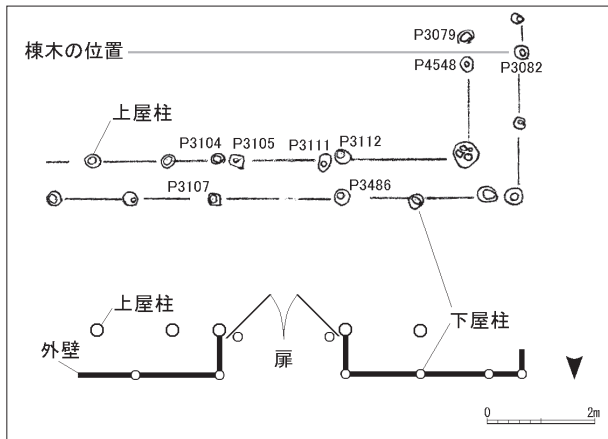


図5 D東区SB5316の入口の復元(文献11より)

後半~15世紀初頭建築の北向き切妻平入住居と復元される。

Ⅲ-5 梁間一間型の馬小屋について

古渡路遺跡では、馬小屋と思われる建物が5棟確認された。いずれも梁間一間型建物の内部に方形で浅い土坑が掘られている。この堅穴は深さが約10cm~16cm、堅穴壁面は斜度を持ち、底面は水平ではなく幾分傾いており、馬小屋の堅穴施設と考えられる⁵⁾馬小屋の堅穴は藁や草を敷いて床面を柔らかにし、また馬の蹄が尿に浸かりっぱなしにならないよう床面に傾斜をつける。馬が横になって睡眠したあと立ち上がりやすいので堅穴の壁面に傾斜をつける例が多いという[文献7]。13世紀後半~14世紀前半の古渡路遺跡集落最初の時期に、B区に四面下屋の付いた梁間一間型馬小屋SB8026、E区に一面下屋梁間一間型馬小屋SB2768が建築されている。

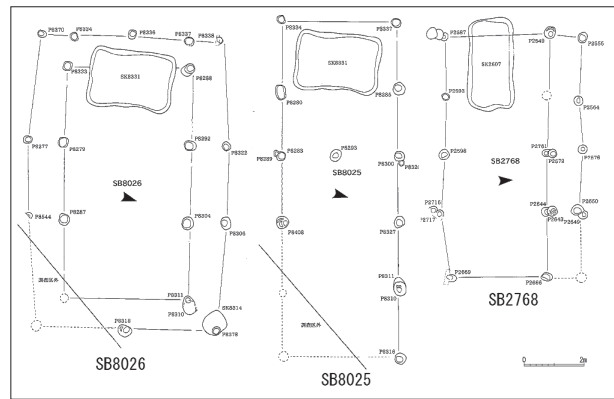


図6 馬小屋遺構平面図(文献11より)

B区のSB8026は東西棟で桁行3間の梁間一間型馬小屋建物で、周囲に廻る下屋は両側の妻面中央に掘立柱のある胴張状配置で切妻屋根と思われる。馬小屋妻面と平行して西側に2間の柱列が見出されたが、これはこの地域特有の強い西風から馬小屋を守るための塀あるいは外付けの庇と考えられる。馬小屋堅穴は2m×2.8mの長方形で西側に掘られ、底面は東側が少し深い傾斜となっている。上屋掘立柱はいずれも深く頑丈な作りとなっており、古渡路遺跡で最も立派な馬小屋である。14世紀後半~15世紀初めにSB8026はSB8025に建て替えられ、同時に馬小屋SB8024が新設される。SB8025は下屋のない桁行5間の梁間一間型で、馬小屋堅穴はSB8026の堅穴をそのまま再利用している。棟下通り西より2間の位置に棟持柱が立つが、これは桁行が5間と長い間中で棟木を支持していると考えられる。

B区は西側と北側が2重の溝により区画されている(図2)。この溝は幅約60cm深さ20~30cm(但し削平されているので当時はこれよりは深かった)、溝と溝の間は約2mである。道路の両側に溝が通っているような形状であるが、このような両側溝道路は古渡路遺跡ではこのB区を囲む部分だけであり、しかもB区には馬小屋があるだけである。このことより、この二重溝はB区で飼養されている馬が区画から逃げ出さないための壕であると推測した⁶⁾。B区の馬小屋西側に馬つなぎの柵列が復元される。

E区のSB2768は桁行4間の梁間一間型東西棟馬小屋建物で、下屋1面が北側に付く。馬小屋堅穴は1.4m×3.2mの長方形で西側に掘られ、底面は西側が少し深い傾斜となっている。堅穴の一部が西妻側壁面からはみ出して屋外に広がっている。これは馬の尿で濡れた藁草を西妻の外から熊手などで掻きだすための工夫だろう。SB2768は14世紀中にSB2767に建て替えられている。SB2767は規模も形状もSB1768と同じで馬小屋堅穴もそのまま再利用していることから、SB2768の掘立柱の劣化消耗が原因で、この位置での馬小屋機能の継続を意図し柱位置をずらして建て替えたと考えられる。

馬小屋建物はB区とE区で検出されたが、E区は溝で区切られておらず、E区の馬小屋建物も柱列が揃わず品質の低い建物である。B区とE区ではいずれも馬の飼養に関する作業が行われていたが、その作業内容は異なっていたと考えられる。

Ⅲ-6. 胴張型柱配置について

梁間一間型建物で建物外周の隅柱が内側寄りになっていて全体として胴張状の柱配置となる建物例が散見された。このような掘立柱の胴張状配置は下屋のない建物では上屋柱で、下屋のある建物では下屋柱で見られる。胴張状柱配置は精度の高い建物には見られず、規模の小さい簡単な建物や精度の低い建物および下屋などで用いられ、工具による仕口加工を最小にし、蔓^{つる}などによる結束で施工するための技法と考えられる。

胴張状柱配置のSB7815は東妻壁に壁心棟持柱があり、西妻壁は梁に棟束を載せ棟木を受けていたと思われる。北西隅の柱P7057は側柱筋よりも内側に立てられている。

これはP7091とP7057に渡した妻梁と、P7076からP7376を通して西妻側に渡された桁の交差する箇所を、柱P7057の位置からずらしているためと思われる。梁と桁を蔓等で結束して固定する場合、梁と桁の交点が柱の

真上からずれていれば結束は容易である。東妻は壁心棟持柱があるから、SB7815のような簡便な建物では妻側に束を受ける梁を架ける必要は無い。しかし東妻面に梁が架からず側柱と棟持柱が繋がらなければ構造的に弱くなる。棟持柱にホゾ差で左右に横材を出して隅柱上部に渡すこともできるが、仕口の加工が必要となってしまう。

この点をSB7826は棟持柱を妻壁近接位置に置くことで解決したと思われる。柱穴P7271は妻側に傾いており、上部で妻梁に接していたと推定される(図7)。SB7815と同様、隅の柱は幾分内側に寄り、平面全体は胴張の形状をしている。このように隅の柱が内側に寄るのは妻側の梁の端部に桁を架け、仕口ではなく結束で固定するためと思われる。

SB7815は片側のみ胴張状柱配置であり、SB7826は両妻側とも胴張状柱配置となっている。この違いは棟持柱の位置によるものと考えられる。すなわち、棟持柱が妻梁間中央にある場合、その妻面に梁を架ける必要は無いので、壁心棟持柱を持つSB7815は棟持柱の無い妻側だけ隅柱が内側に寄っている。一方近接棟持柱のSB7826は両妻に梁を架け、両側の梁の先端部と桁行中央柱の3か所に桁を乗せるので、桁行中央の柱が少し外側に出ることとなる。棟持柱の無い妻側は妻梁上に棟束を立てて棟木を受けたと思われ、切妻の小規模な小屋に復元できる。先にのべたように隅では梁の柱上ではなく端部に桁が乗っているが、桁行中央の柱は直接桁を支えているため胴張状の柱配置となる。梁の柱位置に桁が乗らない(柱列を揃えない)のは、ホゾなどの仕口を作らず^{あいかき}相欠

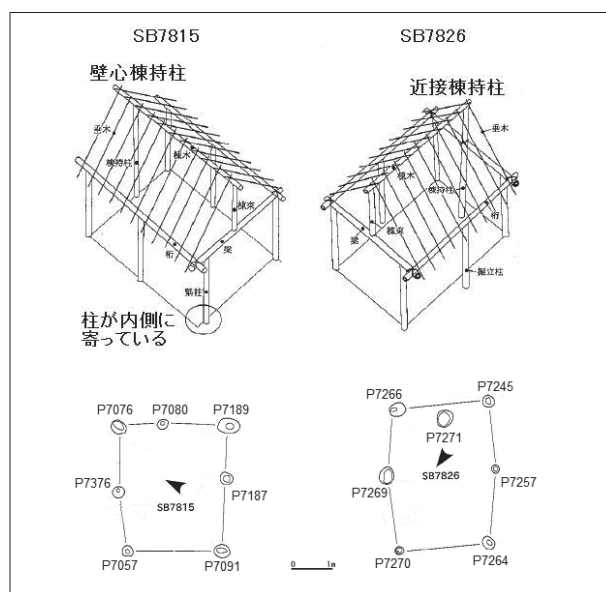


図7 胴張型小規模梁間一間型推定復原図(文献11より)

(材双方を同形に欠き込み、組む) など簡単な加工と葺等による結束で固定するため、一箇所に材が集中することを避けたと思われる。この方法は複雑な仕口を作らず結束により組み立てることができるため、現在でも仮設物に用いられる手法である。また隅だけ桁を梁で受けるのであるから、中央列では梁が架けられていない可能性が高い。

SB7826 では南妻側屋内に近接棟持柱と思われる柱穴が認められた。近接棟持柱は、実測図によれば妻壁より 50 cm 弱程度離れており、柱穴はやや妻側に傾いていた。棟持柱が妻側に傾き妻梁と接して結束されていたとすれば、柱穴の傾きから計算すると妻梁の高さは発掘地表面から 1.7 m ほどとなる。当時の生活面が削平されているため、もう少し低くなるが、土間床の建物で背をあまりかがめず入れる高さとして適当である。柱穴による上屋の復元において高さ関係は不明の場合が多いので、参考となる数値が得られたことは幸運である。屋根が茅葺であったか、樹皮や板で葺いたかは分からない。推定復元図(図7)では茅葺の場合に一般的な 45 度の屋根勾配としたが、これよりも勾配が緩かった可能性は充分ある。

上屋柱が胴張状柱配置の建物は規模の小さい小屋などの付属建物で、鑿等による仕口加工が少ない簡易な建物である。下屋のある建物の場合、上屋柱は整形配置で、下屋柱が胴張状配置の例と上屋下屋とも整形配置の例の両方が見られる。柱配置や柱間寸法が整然として精度の高そうな規模の大きい主屋建物でも下屋柱が胴張状配置の例もあり、胴張状配置による結束技法は古渡路遺跡ではよく使われていた手法と思われる。精度の高い掘立柱建物に精度の低い下屋の付く場合、建築技術を有する大工などの職人が上屋や小屋組部分を建築し、非専門的な村人が下屋を建て屋根葺きを行った可能性が高い。軸部を大工職人が、屋根葺きを村人が行う飛騨白川の合掌造り民家などの近世の民俗例からも類推される。

IV. 総柱型掘立柱建物

古渡路遺跡で総柱型建物と思われる遺構が 5 棟検出された。2 棟は下屋付き梁間 2 間の総柱型で、3 棟が総柱型と梁間一間型からなる複合型である。総柱型掘立柱建物は III a 期 15 世紀前半～中期以降、古渡路遺跡に出現する。

SB883 は東西に下屋の付く 2 間×5 間の総柱型建物で、南より棟下通の柱 1 本が省略されている。それまで梁間一間型建物だけであった古渡路集落に最初に建てられた

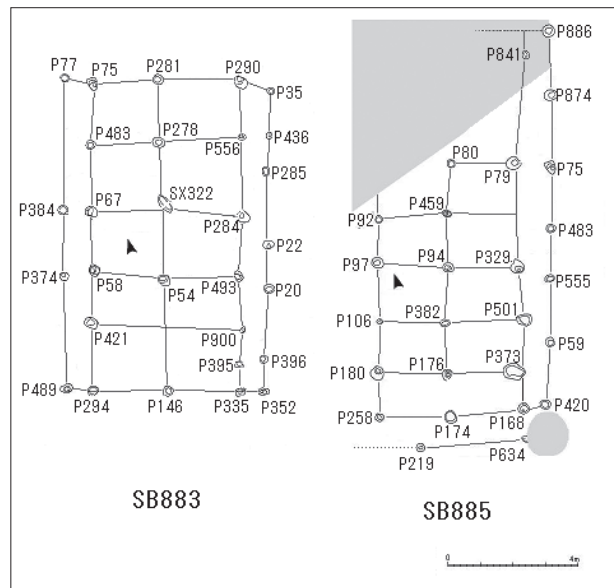


図 8 総柱型建物遺構平面図(文献 11 より作成)

総柱型建物で、棟は南北方向に軸線をとる。SB883 は G 区の生垣に囲まれた方形の屋敷地に建築されたが、この G 区屋敷地は 13 世紀の古渡路遺跡開設当初から営まれている屋敷地で、約 25 m 四方に堀と杭列および木立で区画されており、水田地区に面した立地である。また遺物から見ると、特に 15 世紀以降には、G 区の居住者は他の古渡路集落住民とは異なった上位身分だったと思われる。

SB883 が建築された III a 期は、A 区から G 区にいたるほぼすべての建物がそれまでの東西棟から南北棟に建て替わるなど古渡路遺跡集落が大きく変化した時期である。それまで古渡路遺跡集落で最も規模の大きい主屋を有した A 区住民がいなくなった時期でもある。おそらくこの時期は古渡路遺跡集落を支配する上級権力の転換と、それに伴う在地有力者の交代があったと思われる。その変化に付随して G 区屋敷地に総柱型建物が古渡路遺跡集落に導入されたことから、総柱型建物が上級権力に認可された新しい在地有力者の象徴として建築され、住居兼役屋としての機能を有していたと考えられる。

III a 期の SB883 総柱型掘立柱建物は西側に下屋付き建物 SB887 を伴うが、次の時期 III b 期には SB883 と SB887 が位置関係もそのままに合体したと思われるような複合建物 SB884 に建て替わっている。

そしてまたその次の時期 III c 期には、屋敷内の同じ位置で総柱型掘立柱建物 SB885 に建て替わるのである。

SB885 は東側と南側に下屋の付く 2 間×6 間の総柱型建物で、遺構の北部分が調査範囲外に出ているため、北

妻側の下屋の有無などは不明である。柱の省略は無い。P180(深さ45cm)・P176(深さ56cm)・P373(深さ50cm)の柱穴が深く南妻側の上屋柱と思われる。P258(深さ10cm)・P174(深さ8cm)・P168(深さ20cm)はいずれも柱穴が浅いため下屋柱あるいは縁束である。建物南側のP219・P634は塀あるいは庇と思われる。南北の中央柱列はいずれも深い柱穴を持つ棟持柱で、それぞれ左右に片差あるいは貫で梁を側柱上に出していたと思われる。梁間1間は約2mで、桁行1間の1.5倍と広がっている。桁行の柱間が狭いのは、桁行には桁行梁などが無く、棟木と桁で柱頭を繋ぐのみだったためと思われる。

V. 複合型掘立柱建物

古渡路遺跡で検出された複合型掘立柱建物は、SB7604やSB884のような梁間一間型と総柱型が合体した建物(図9)と、SB5301のような梁間一間型2棟が棟を平行にして平側の軒を接して合体した建物(図12)の、2種類の複合型建物が検出された。この複合型掘立柱建物はこれまであまり知られていない中世掘立柱建物類型であるため、これらの柱穴が時期の異なる2棟の建て替えによるものか、1棟の複合型になるのかを慎重に検討し、柱穴は同時期であるため複合型建物と考えた。すべて15世紀の遺構で、Ⅲb期にAB区とG区に出現する。

V-1 総柱型+梁間一間型複合型建物について

G区のSB884(図9)は梁間2間桁行5間の総柱建物の西側柱列と、桁行5間の梁間一間型建物の東側柱列を

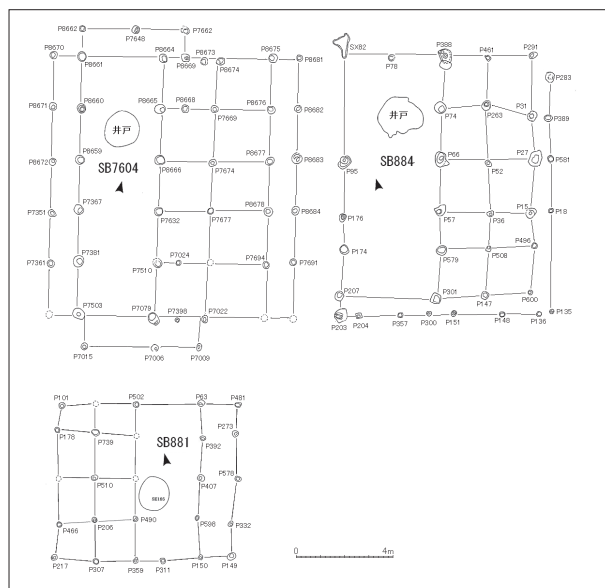


図9 複合型建物 総柱型+梁間一間型 遺構平面図 (文献11より)

共有して一体の建物とした複合型建物である。梁間一間型部分の屋内に井戸が掘られているので、梁間一間型部分は土間だったと思われる。総柱部分については、遺構からは床が張られていたか、土間だったかは不明である。古渡路遺跡の梁間一間型の梁間の多くが約4mで、梁によって4mのスパンを得ることができるのに、総柱型では2m間隔に柱穴を配置している。その理由は、梁や小屋などの上部の架構のためではなく、総柱型に床を造作するためと思われる。すなわち、柱穴全てが柱なのではなく、柱穴の浅いものは床束であったと考えられる。

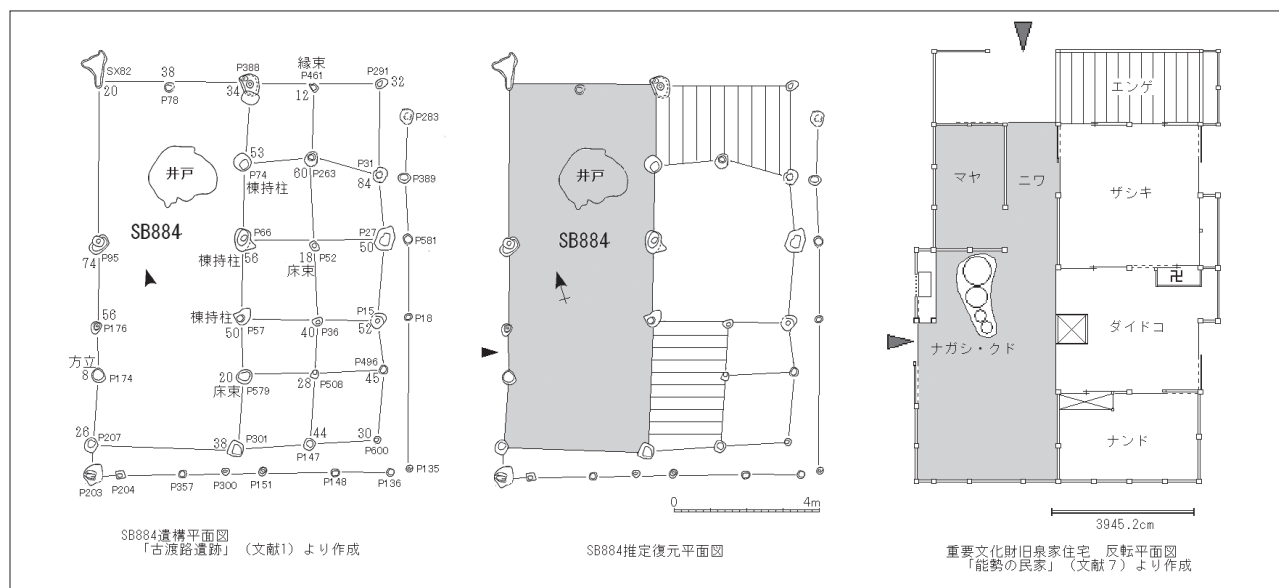


図10 SB884平面復元と摂丹型民家平面比較

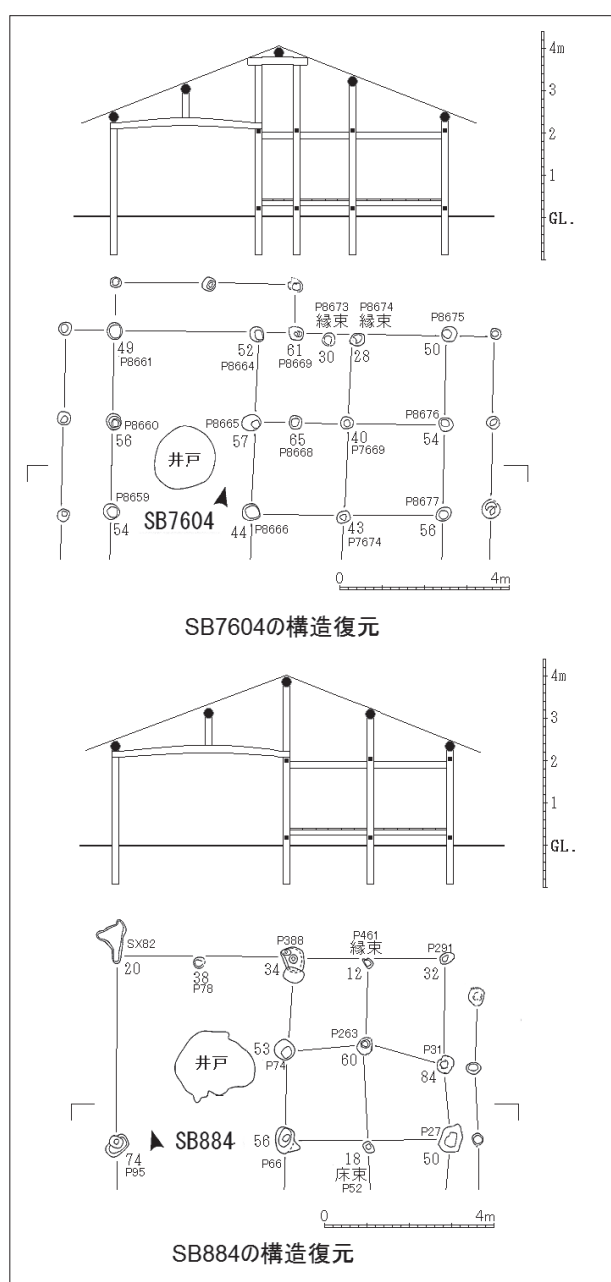
SB884の総柱型部分の柱穴深さを見ると(図10)、荷重を受ける側面の柱や棟下通りの柱穴が40~74cmと深いに対し、P461は12cmと大変浅く、縁束と思われる。またP52は18cm、P579は20cmと柱穴が浅く床束と思われる。柱穴の深さが柱高に対応すると考え、SB884の屋内を復元する。梁間一間型部分を井戸のある土間、総柱部分を床上として考える。床上は北側に奥行1間の縁があり、その南側に2間四方の室がある。P508は28cmと中ぐらいの深さのため間仕切り柱だと考える。P36・P15・P600・P147で囲まれた閉鎖的な室(1室あるいは1間四方の2室)が復元される。その西側は土間

に面して土間境が開放の室となる。北妻側の柱はいずれも12~38cmと中ぐらいの深さなので、庇柱だったかもしれない。北妻側に出入口があったかどうかは分からないが、P174が8cmと浅い柱で、荷重のかからない方立柱だとすれば、P176-P174間に土間への出入口が復元される。こうして復元されたSB884は、茅葺であれば入母屋、板葺であれば切妻庇付となり、重要文化財旧泉家住宅などの撰丹型民家に間取りが似ている(図10)。撰丹型民家は大阪府・京都府・兵庫県にまたがって分布する茅葺入母屋妻入の民家で、その平面形式は片側土間の縦割り型である。重要文化財旧泉家住宅は撰丹型民家では最古の遺構で、17世紀末期から18世紀初頭の建築と推測される[文献1・9]。もちろん礎石建の近世民家である。室町時代の古文書研究と民家調査研究によって、撰丹型民家は室町幕府管領細川京兆家の支配地だった地域にのみ分布していることが判明し、細川氏が在地支配の拠点とした役屋に撰丹型民家を免許したことが推測されている[文献8]。古渡路遺跡集落で格別の身分と思われるG区居住者の住まいが、室町時代に在地末端支配者の役屋兼住居であった撰丹型と同形式であることは偶然ではなく当然なのかもしれない。

撰丹型と古渡路遺跡の総柱型+梁間一間型複合型が大きく異なるのは、撰丹型は江戸時代には近畿地方の撰津丹波地域で本百姓の住まいとして継続し普及したが、古渡路遺跡の総柱型+梁間一間型複合型は新潟県の近世民家には片鱗も残っていない。複合型だけでなく梁間一間型も見られない。

在地末端支配層の住居と同形式と思われるSB884と規模も形状も同一のSB7604が、同時期にAB区に建築されていることが注目される。AB区とG区は450m程離れた別の区画に位置するが、SB884とSB7604は2間×5間の総柱型に桁行5間の梁間一間型が接続する同形式の建物で、屋内井戸の位置も一致する。片方が他方を真似て建築したか、それとも同じ大工が施工したかかもしれない。SB884と同型のSB7604もSB884と同様の権威や特権を示すならば、Ⅲa期の古渡路遺跡集落では南端AB区と北端G区に総柱+梁間一間型複合型建物に有力者が居住していたことになる。

SB7604は規模や平面構成はSB884と同型であるが、SB884よりも柱列が揃い柱間寸法も均等であるなど、建物の水準は高い。柱穴の深さから構造復元を試みた(図11)。SB7604の梁間一間型部分P8659-P8666間は同じ柱高の上屋柱に梁行に梁を架ける構造である。P8660か



ら P8665 に渡された梁は P8665 側で片差となる。P8669 や P8668 も深い柱穴のため棟持柱の可能性もあるが、SB7604 の梁間 (P8661-P8675) の中央は P8664 と P8669 の中間点になるので、P8669 や P8668 は棟持柱ではなく屋根面近くまで伸びる柱とした。P8664 や P8665 も屋根面近くまで伸びる柱で、P8665-P8668 間や P8664-P8669 間に小屋梁をかけて、棟木を直接受けていると考えた。棟木を受けているのは、P8664-P8669 と P8665-P8668 と P7510-P7024 の 3 点である。東半分の総柱型床上部分は、内法の下部と上部で貫あるいはホゾ差で柱の側面どうしを繋ぎ、床を作り、軸部を固めると考えた。

同様に SB884 の構造を復元し、P74 柱・P66 柱・P57 柱を棟持柱とした。土間側には片差しで梁を出し、床上側は貫かホゾ差で軸部を固める。土間側と床上側を異なった構造とするのは、撰丹型民家 [文献 1] や町家でも一般に見られる技法である。但し撰丹型民家の旧泉家住宅では棟持柱用いず、同高の柱に天井梁を架け、束を立てて棟木を受ける。古渡路遺跡でも SB7604 のように平面における床上の割合が増えれば、棟位置が土間床上境からずれるため、棟持柱は用いられない。また古渡路遺跡では棟束を用いる梁間一間型の普請が多く行われてきており、掘立柱の場合でも小屋組を軸部と別構造にして棟束を置く方法が習熟されていたと考えられる。P74 や P66 の柱穴が特に深くはないので、棟持柱構造ではなく、天井梁-棟束構造が用いられていた可能性もある。

V-2 梁間一間型+梁間一間型複合型建物

古渡路遺跡では総柱型と梁間一間型の複合型のほかに、梁間一間型と梁間一間型の複合型が 1 棟検出された。

SB5301 は桁行 5 間の下屋付き梁間一間型を 2 棟平行に接続した複合型建物である。下屋も含めた梁間の中央となる北から 3 列目 (P5312-P5310) の東西柱列は柱穴が浅く、大きい荷重受けを期待されていないため棟持柱ではない。P5146-P5140 通りと P5152-P5148 通りの相対する柱、P5312-P5310 通りと P5162-P5157 通りの相対する柱それぞれに梁を架け、その上に束を立てるか桁行梁を渡してもう一段小屋梁を架けて棟木を受ける二重虹梁のような方法で大屋根を架けた可能性もあるが、むしろより簡単に、梁間一間型のそれぞれに梁を架け、2 列の平行な棟をあげていたと思われる。その場合北から 3 列目桁行柱列と 4 列目桁行柱列の間に屋根の谷ができるため雨仕舞いが悪い。八幡造本殿形式や分棟型系近世民家のように谷の部分に樋をかけて妻側に雨水を排出す

方法があるが、当時の生活面が削平されているため、雨落ちの痕跡などは残されていない。

SB5301 から想定されるような 2 棟が平行して接続する庶民住居が 13 世紀末の「天狗草子」[文献 6] に描かれている (図 12)。棟が平行に並ぶ石葺板置屋根の住居であるが、この絵では屋根の谷の部分に樋は無い。これでは雨仕舞いは良くないと思われるが、SB5301 もこのような形状の屋根だったかもしれない。

VI 古渡路遺跡の廃絶と近世越後の民家

米沢上杉家に伝わる越後国瀬波郡絵図は慶長二年 (1597) までに作成されたが、そこに描かれている「ふるとの村」は近世の古渡路村、すなわち現在の古渡路集落の位置にあり、古渡路遺跡の発掘地点は水田となっている (図 13)。1597 年の段階で既に古渡路遺跡集落が廃絶していたことがわかる⁷⁾。

古渡路建物遺構から復元される建物の形態は、新潟県下越地方の近世民家と全く異なっている。新潟県下越地方の民家は「蒲原型」と呼ばれ、茅葺寄棟の外観で、家の中央表側に広い「茶の間」、その背後に寝室が置かれる。寝室の出は 1 間~1 間半以上と広い。上手は座敷、下手は土間の「にわ」で板敷の「台所」が張りだす [文献 12]。能登や上越から越後にかけての日本海側の地域

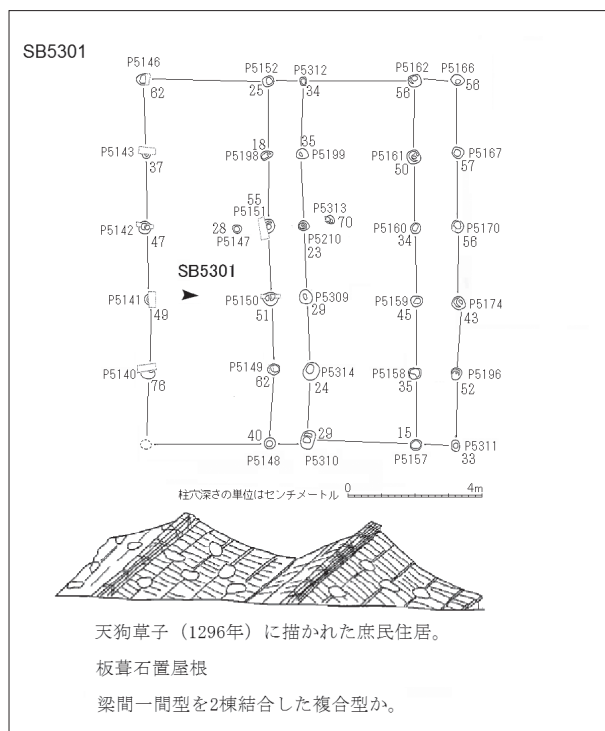


図 12 SB5301 遺構平面図と天狗草子にみる庶民住居 (文献 6 よりリライト)

や千葉県にも見られるタイプの民家である。一方、古渡路遺跡の掘立柱住居は、梁間一間型が切妻、総柱型+梁間一間型の複合型が入母屋あるいは切妻庇付きである。梁間一間型の下屋は半間であり、総柱型+梁間一間型は縦割り型平面である。蒲原型と古渡路遺跡掘立柱建物に共通点を見出すことはできない。新潟県では、13~15世紀の古渡路遺跡の時代から、近世民家の遺構の残る18世紀の間に、住居について大きい転換のあったことが推測される。

古渡路遺跡では、検出された建物遺構数が大量であり、中世掘立柱建物では新潟県に卓越する梁間一間型遺構が特に多く検出されたこと、総柱型+梁間一間型と梁間一間型+梁間一間型の複合型建物などこれまであまり知られていない建物類型を見出したこと等、建物遺構研究にとって重要な発見となった。これらの建築遺構の復元考察により、複合型掘立柱建物と撰丹型民家が近似することから中世掘立柱建物と近世民家との類縁性を見出すなどの大きな成果を得た。



図13 瀬波郡絵図 部分 (文献14より作成)

謝辞

古渡路遺跡調査では、注意深くすぐれた発掘がなされ、その調査記録をもとに考古学と建築史学の知見を付き合わせたディスカッションを通して、復元作業を進めることができた。このような機会を与えてくださった新潟県埋蔵文化財調査事業団に感謝申し上げます。

参考文献

1. 青山賢信・浅野清、『能勢の民家』、日本民家集落博物館彙報2、財団法人日本民家集落博物館、1965
2. 浅川滋男・箱崎和久編『埋もれた中近世の住まい』、同成社、2001
3. 伊藤鄭爾、『中世住居史 封建住居の成立』、東京大学出版会、1958
4. 奥敬一・村上由美子、『民家の材料から見た里山利用』、「シリーズ日本列島の三万五千年一人と自然の環境史 第3巻

- 里と林の環境史」湯本貴和編、(株)文一総合出版、2011
5. 川合康、『源平合戦の虚像を剥ぐ』、講談社 2003
6. 小松茂美、『土蜘蛛草紙・天狗草子・大江山絵巻』、『続日本の絵巻』26、中央公論社、1992
7. 篠崎謙治、『馬小屋の考古学』、高志書院、2010
8. 永井規男、『撰丹型民家の形成について』日本建築学会論文報告集251号、1977
9. 中尾七重、『民家研究と年代測定—その2 縦割型民家について—』、武蔵大学総合研究所紀要No.17、2007
10. 中尾七重・布谷知夫、『民家は何の木でできているか』、日本民家園叢書10、川崎市日本民家園、2011
11. 新潟県教育委員会・財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団、『日本海沿岸東北自動車道関係発掘調査報告書X X X VI 古渡路遺跡』本文編・図版編、新潟県埋蔵文化財調査報告書第221集、2011
12. 宮澤智士、『越後の民家—下越編—』、新潟県民家緊急調査報告Ⅲ、新潟県教育委員会、1981
13. 宮本長二郎、『日本中世住宅の形成と発展』、『建築史の空間—関口欣也先生退官記念論文集—』、1999、pp.3-23
14. 村上市、『村上市史別編 絵図・地図、年表』、村上市、2000

注

- 1) 古渡路遺跡では遺構の切り合い関係と遺物から時期区分を行い、I期を13世紀後半~14世紀中葉、II期を14世紀後半~15世紀初頭、III期を15世紀前葉~中葉、IV期を15世紀中葉に当てている。(文献11による)
- 2) 中世掘立柱住居の分類はいくつかの試案が出されている。奈良文化財研究所の古代寺院データベースでは、「側柱建物：建物の外回りだけに柱を配する構造で、床束などを伴わない。廂付建物も側柱建物に含める。総柱建物：建物内部にも外回りの柱穴(柱)と大きな差のない柱穴(柱)を配する建物。床束建物：総柱建物と似るが、内部の柱が外側の柱より格段に小規模なもの。」と古代の掘立柱建物を定義している。これにより、発掘調査では梁間2間の律令型掘立柱建物や隅柱4本だけの掘立柱建物など内部の柱を持たない建物は側柱建物と分類されることが多い。本稿ではこのような側柱建物の中でも、平行した2組の柱列の向かい合う柱同士が相対し、柱筋が通るものを、宮本の定義に倣い梁間一間型とする。また、宮本の「梁間一間型」概念に対して、両側の妻面中央に柱穴のある場合中世の律令型掘立柱建物と区別できないとし、宮本の分類を踏襲しつつ梁間の柱間寸法が桁行柱間寸法の1.5~2倍に広がったものだけを梁間一間型とする堀内明博『近畿地方における古代から中近世の掘立柱建物—京都府・滋賀県・兵庫県の場合—』[文献2]らの分類がある。古渡路遺跡の遺構で両側の妻面中央に柱穴のある遺構はA区のSB7811のみで、東妻側中央の掘立柱は棟持柱の可能性が高い。他の梁間一間型遺構と同様、平行した2組の上屋柱列の向かい合う柱同士に梁を架けて束を乗せる構造であり、南北に半間の下屋が付くA区SB7811を梁間一間型と分類する。古渡路遺跡梁間一間型の上屋妻側中央の棟持柱あるいは下屋妻側中央の棟持柱は構造の補助的な役割だったと考えている。このような古渡路遺跡の遺構に関しては宮本の分類が実際により有効と判断した。
- 3) 文献4に「(京都府宮津市上世屋の民家の) 建物の本体からは—中略—マツは梁や桁などの構造材として大径材が使用さ

れ-中略-クリは柱材や基礎、土台の部材として多用され-中略-ケヤキは大黒柱や玄関周りなどの意匠性が要求される部材として来客の目につきやすい箇所に使われていた。-中略-屋根の小屋組部材に使われている樹種は-中略-部材数の割合ではクリが約4割を占めるものの、それ以外にコシアブラもしくはタカノツメ、シデ類、コナラ類、ニヨウマツ類、タケ類、ホオノキといった樹種が続き、さらにスギ、ヒノキの針葉樹とともに、サクラ類、ネムノキなども混じっていた。材積で見ると、ニヨウマツ類が約25%と多くを占めるが、これは屋根の構造を支える扱首の材として使われていることが理由である。」と述べられており、構造材は明確に樹種選択された一方、定期的に取り換えなければならない屋根の消耗品の部分が「里山の雑木林そのもの」であったといえよう。

- 4) 発掘遺構の種別は記号で表記される。SBは掘立柱建物、SDは溝、SEは井戸、SAは柵・杭列、SKは土坑、Pは柱穴。
- 5) 篠崎（文献7）によると、馬小屋・厩舎の考古学的な判断基準として、①カマド・炉はない ②堅穴が設けられている（方形～長方形で深さは15cm～2m）③床面は傾斜している ④尿溜めがある ⑤張り出しが付くものがある ⑥スロープが設けられているものがある の6点があげられている。古渡路遺跡の馬小屋遺構は、カマド・炉は無く、方形～長方形で浅い堅穴があり、床面は傾斜している。尿溜めははつき

りとは確認できなかった。明確な尿溜めが見出されない理由として、「武家の馬小屋は、ワラや草をしばしば取り出し肥料としてはよくないとあるが、良質の肥料を得ることにより、戦闘用・乗用としての馬を湿気が少ない場所で飼養することを重視していたのであろう」〔文献7〕とあり、古渡路遺跡の馬小屋が戦闘用・乗用の馬に用いられた可能性がある。元の生活面が削平されているため馬小屋堅穴の深さは不明であるが、堆肥を作らず藁草の取り出しが頻繁であれば堅穴は浅いほうが出し入れの作業に有利である。古渡路遺跡の馬小屋では張り出しやスロープは確認できなかったが、武士の馬を扱っていたのであれば、馬小屋への出入りに使われる張り出しやスロープは必要なかったと思われる。

- 6) 国際馬術連盟の障害馬術競技では、飛距離障害である水濠障害の幅は2.5m以上となっている（障害馬術競技会規程第23版 2009年1月1日FEI施行）。今日馬術競技を行う馬種に比べて、中世の日本の馬は小型であった〔文献5〕ので、B区を囲む二重溝の溝幅を含めて約3mの幅は馬を囲うために必要十分であったと思われる。
- 7) G区からは16世紀末の陶磁器が出土している。H区水田は近世も耕作されたため混入の可能性もあるが、近世初頭までG区住人が居住していた可能性も排除できない。